

議案第15号

「令和6年度（令和5年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について

上記の議案を提出する。

令和6年8月2日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられている。

傍聴者用資料 報告書案表紙

令和6年第●回教育委員会●●会決定

(案)

令和6年度（令和5年度分）

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

令和6年●月

東久留米市教育委員会

議案第17号

令和6年度一般会計（教育費）補正予算（第5号）の
補正予算要求に係る教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和6年8月2日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

令和6年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第5号）の補正予算
要求について、教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、
承認を求める必要がある。

令和6年度東久留米市一般会計（教育費）

補正予算（第5号）に係る補正予算要求資料

《歳入予算及び歳出予算に関わるもの》

1 物価高騰等対応学校給食食材費補助事業【小学校】
◎歳入 15 都支出金 01 小学校費補助金 03 東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金 <u>19,488 千円</u> <u>合計 19,488 千円</u>
◎歳出 10 教育費 02 小学校費 04 学校給食費 18 負担金、補助及び交付金 03 補助及び交付金 01 物価高騰等対応学校給食食材費補助金 <u>合計 0 千円</u> 財源内訳△国 19,488 千円 都 19,488 千円
(理由) 当該事業について、東京都公立学校給食費負担軽減事業を活用し財源更正を行うもの。

2 物価高騰等対応学校給食食材費補助事業【中学校】
◎歳入 15 都支出金 01 中学校費補助金 01 東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金 <u>5,969 千円</u> <u>合計 5,969 千円</u>
◎歳出 10 教育費 03 中学校費 04 学校給食費 18 負担金、補助及び交付金 03 補助及び交付金 01 物価高騰等対応学校給食食材費補助金 <u>合計 0 千円</u> 財源内訳△国 5,969 千円 都 5,969 千円
(理由) 当該事業について、東京都公立学校給食費負担軽減事業を活用し財源更正を行うもの。



6 東久教教第 120 号
令和 6 年 7 月 31 日

東久留米市教育委員会委員 様

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文



令和 6 年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第 5 号）の
補正予算要求に係る教育長の専決処分について（報告）

令和 6 年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第 5 号）が急遽編成される運びとなり、「物価高騰等対応学校給食食材費補助事業【小学校】」及び「物価高騰等対応学校給食食材費補助事業【中学校】」に係る補正予算要求を行う必要が生じた。

本来は、事前に教育委員会に付議すべき案件ではあるが、市議会第 1 回臨時会の日程（令和 6 年 8 月 5 日開催予定）を考慮すると、第 8 回定例会の開催日以前に新たに日程を整えることが難しかったため、教育長が専決処分を行った。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第 29 条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。

地行法第 29 条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第 2 条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第 3 条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第 4 条第 2 項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されている。

については、第 8 回教育委員会定例会において、本件に係る教育長の専決処分に係る臨時代理について承認を求める議案を付議するものである。

令和6年第1回臨時会会期日程表（案）

会期 令和6年8月5日（1日間）

月 日	曜日	時 間	会 議 名
8月5日	月	午前9時30分	本会議（第1日）